様式第3号（第5条、第6条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　様

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 丸亀市長　　　　　印　 |

子ども手当　支給事由消滅通知書

次のとおり子ども手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

　なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に香川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

記

1.消滅した日 　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

2.消滅の理由